

福島県建設業審議会「中間とりまとめ」に対する県民意見募集結果

- 1 募集期間 平成20年8月11日（月）～平成20年9月10日（水）
- 2 意見提出者数 49名（個人46名、会社3名）
- 3 意見件数 149件

福島県建設業審議会「中間とりまとめ」に対する主な意見と県の考え方

頁	「中間とりまとめ」に対する意見の概要	県の考え方
全体	・将来の建設産業の展望を記載すべき。 経営に対する厳しい意識を持つ。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・総合評価方式の完全実施 ・入札制度の地域要件の設計金額範囲の引上げ見直し。 ・防災協定を締結している団体加入企業への評価加算点アップ。 ・入札参加資格審査基準・要件等のハードルの引上げ。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・中山間地域では、危険な箇所が多いため、まだまだ建設工事が必要である。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・公共事業は、地域住民の声を聞いて取り組むことが必要。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・入札制度に関する意見 最低制限価格の引き上げの必要性。 地域状況を考慮した総合評価方式の検討。 電子入札制度導入に関するスケジュールの適切な情報提供。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・「1 建設産業の現状について」と「2 建設産業の課題・問題点について」との関連付けに工夫が必要。課題・問題点としている項目の丁寧な理由説明が必要。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・「3 活力ある建設産業にするために」については提言項目を整理し、その後アクションプログラムを例示してはどうか。	審議会へは今後の建設業のあり方の方向性について諮問していますので例示はしません。
	・県発注工事の元請業者数の変化や建設業協会会員数の変化などを例示してはどうか。	建設業全般についての内容でないため、追加はしません。
	・単年度会計に基づく現行予算制度においては、適正工期を確保できない状況が生じている。また、複数年かかる工事においても住民要求に応えられない事例が顕在化している。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・除雪や維持修繕が不調となっている問題も、採算がとれない積算方法や不完全な部分を含んだ委託契約という手法などに問題がある。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・維持、補修、更新これらを管理ととらえ、社会資本の整備ではなく、いかに良好な管理を進めていくべきか、これに必要な投資額を含め、管理に対応する建設業のあり方を考えることが必要。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・これまで地域に貢献してきた一部の企業が活力を失いつつあり、地域の安全・安心の確保に影響が出始めている。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・真に地域に貢献している企業が生き残る必要性を説き、企業淘汰が必然であることを明らかにし、解決策を記載すべきである。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・建設業に従事する若い技術者（有資格者）が建設業界の先行きに希望が持てないとの理由で他産業に移っている事例が多数あり、このままでは建設業界は若い世代から見放されてしまう。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・社会資本の整備・維持管理に必要な公共事業費とその事業を担う建設産業の適正規模を想定して、建設産業の問題・課題を議論すべきである。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・今後の建設産業のあり方に関する議論は、建設産業以外の産業を含む全産業の実情を踏まえながら将来の産業構造と就業形態がどのようにあるべきかを議論しながら展開していくことが必要である。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・民間の資金、技術を活用して公共施設等の設計、建設等を実施するPFI方式の公共事業入札への積極的導入。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
・自治体は、建設企業の新分野進出や産業の転換を支援すべきである。	県では、現在「チャレンジ支援事業」で支援しています。	
・市町村毎、建設事務所管内毎の適正な建設業者数の把握。	ご意見については、現状で把握することは極めて困難です。	
P 2	・建設企業が果たした地域づくりの功績と自然災害時の貢献についてきちんと評価を明記すべきである。	ご意見のとおり、建設業の功績と貢献について追加しました。
	・1 「・雇用の受け皿として・・・」を「・雇用の受け皿として、また、降雪地域（豪雪地帯）の除雪の担い手として・・・」とする。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
P 3	・（2）「・生徒の保護者の多くが建設産業に良いイメージを持っていない」については根拠資料がなく、記載する目的も明確でないことから削除すべきである。	高卒者が建設産業に就職しない大きな理由として出されている意見であることから、そのままとします。
P 4	・（3）「全国における本県の公共投資額の状況」は特に必要ないので削除する。	本県の現況確認に必要と思われるためそのままとします。
	・（3）「公共投資の削減」が「地域社会の脆弱化」をもたらす理由を記載する。	多様な問題が複合的に関連しているため、そのままとします。
P 5～7	・公共投資額の比較を平成12年度と平成19年度とした理由の記載が必要。	ご意見を受け、「平成12年度の国の構造改革」を追加しました。
P 9	・（5）倒産企業毎の内容を記載すべき。	答申であり、掲載はしません。
	・公共事業費が平成7年をピークに減少し、19年には建設業の倒産が急激に増加しているがその分析がない。	多様な問題が複合的に関連し明確な分析は困難なため、そのままとします。
P 10	・（6）企業の疲弊は公共投資額の縮減だけでなく低入札も主要因となっているのではないか。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。

頁	「中間とりまとめ」に対する意見の概要	県の考え方
P 1 0	・(6) これからの建設企業は、道路や河川などの公共事業だけでなく地域活性のためには何が必要かを考え、提案していかなければ生き残って行けない。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(6)「建設産業の現状のまとめ」については、答申のコアとなる重要な部分であることから、建設業の疲弊傾向と地域経済への大きな影響についてもっと資料を収集し、整理すべき。	ご意見の多くについては本文に掲載をしています。
	・「急速な公共投資額の縮減」がなぜ「地域経済へ大きな影響を与えているのか」、また、建設企業の倒産がなぜ地域の安全・安心の確保を困難にし、地域社会の脆弱化をまねくのか丁寧な説明が必要。	多様な問題が複合的に関連しているため、そのままとします。
	・(6) 「・地域における・・・脆弱化を招く怖れがある」について、地域と建設業の関わりを示す根拠資料が必要。	多様な問題が複合的に関連しているため、そのままとします。
P 1 1	・「・建設産業の経営悪化の一要因・・・」の一要因では切実感に欠ける。	建設企業の経営悪化の大きな要因・・・と変更しました。
	・「・従業員の雇用に積極的な対応が求められている」の積極的な対応は誰が求められているのか不明確である。建設企業に求めているとすれば無理である。	「従業員の雇用に建設企業及び行政は積極的な対応を求められている」に変更しました。
	・「健全な建設企業の存在」を「健全な建設企業の存続」に変更する。	前後の文脈から「存在」が適切なことからそのままとします。
	・①「コンプライアンス（法令遵守）の確保」を「コンプライアンス（法令遵守）とモラルの確保」とする。	ご意見のとおりモラル（企業倫理）を追加しました。
	・建設業の課題と問題点に「政治と建設業の癒着廃絶」を記載すべきである。	現状の文章で判断できることからそのままとします。
	・②「説明責任の確立」を「説明責任の徹底」とする。	ご意見のとおり変更しました。
	・③「適正な競争性の確保」を「地域性に配慮した競争性の確保」とする。	全体的な問題であるため、そのままとします。
	・④「不良不適格業者の排除」を「不良不適格業者の排除の徹底」とする。	ご意見のとおり変更しました。
	・2 建設産業の問題点については、原因が明らかでないため関係者以外理解できない部分が多いと思われることから、その原因まで踏み込んで記載すべきである。	多様な問題が複合的に関連しているため、そのままとします。
	・2 建設産業の経営悪化の要因として、公共事業費の削減の他、建設市場の経済動向（景気悪化）及び民間建築も加えて検討する必要がある。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・2 「・建設企業の存在が望まれており・・・」を「・建設企業の存在が不可欠であり・・・」とする。	ご意見のとおり変更しました。
	P 1 2	・③「・・・安全・安心の確保に対応できる・・・」を「・・・安全・安心の確保に迅速に対応できる・・・」とする。
・④「・・・発注目的を十分理解し・・・」を「・・・県民の利用を考慮しながら・・・」とする。		発注者が考慮すべきことであるため、そのままとします。
・(2) 建設産業の担うべき役割の中に、地域のスローライフに応じた建設業の役割と緩やかな対応をコメントしていただきたい。		ご意見のとおり追加しました。
・(2)・②「・各種伝統行事の運営・・・」を「・地域化への関わり・・・」とする。		ご意見のとおり変更しました。
・(2)・① 今後は、社会資本の整備だけではなく、維持、補修、更新全てに対応できる企業が求められることについて記載する。		整備には、新設と維持補修も含まれるため、そのままとします。
・(2)・② 建設産業は、中山間地域においては農業の兼業先として定住を支える基幹産業としての役割を果たしてきた。建設産業に頼り切って産業構造の転換を怠ったことが全国的な課題となっている。		ご意見として今後の参考とさせていただきます。
・(2)・③ 災害発生時だけでなく、日常の社会資本の維持管理においてこそ地域の建設産業の存在は不可欠である。警察や消防と同様に365日、24時間待機という概念を管理の仕組みの中に取り入れることを検討すべきである。		ご意見として今後の参考とさせていただきます。
・(2)・②「・まち自体が崩壊して・・・」を「・集落機能が低下し、維持・存続が危ぶまれる地域が生じることが懸念される。」の表現ではどうか。		ご意見のとおり変更しました。
・(2)・③ 「建設企業は、地震や洪水・・・」を「建設企業は、降雪地域（豪雪地帯）の除雪を担っているほか、地震や洪水・・・」とする。		ご意見として今後の参考とさせていただきます。
・(2)・④ 現場の技術者は、地域住民、設計者及び発注者との意見調整や発注者からの各種要求に追われ、技術研修や勉強時間がとれないことから、成果品の品質確保が心配される状況となっている。		ご意見として今後の参考とさせていただきます。
P 1 3	・(3)・⑥特に中山間地域においては、技術者の高齢化に伴い、建設業の担い手不足が懸念され、南会津においては、10年後などはどうなっているか心配である。	ご意見のとおり、中山間地域における高齢化の割合が高くなっていることについて追加しました。
	・(3)「建設企業の経営強化」の記載は、全員が同じ課題ではない。検討必要。	多くの建設企業が該当していることから、そのままとします。
	・(3)「建設企業の経営強化」の記載は、第三者の意見のみで十分ではないのではないか。	建設業審議会には4名の建設産業代表委員がいることから、そのままとします。
	・建設産業のPRを市町村毎にPRする。新聞で連載記事とする。	ご提案につきましては、今後関係機関で検討して参ります。
	・建設業の経営強化の中に金融機関の建設業への配慮を追記する。	建設企業の経営体質の改善として追加しました。
	・(3)・②「・資産を分析し・・・」を「・資産を分析・評価し・・・」とする。	ご意見のとおり変更しました。
	・同「・何が強みか見直すべきであるが・・・」を「・何が強みか認識すべきであるが・・・」とする。	ご意見のとおり変更しました。
・(3)・④「実行予算管理の不足」を「実行予算管理の徹底」とする。	工事の実行予算管理としました。	
P 1 4	・⑧ 「進まない他企業との連携・合併・協働」を「進まない他企業との連携・合併・協働の模索」とする。	内容に変更が生じないことから、そのままとします。

頁	「中間とりまとめ」に対する意見の概要	県の考え方
P 1 4	・(3)・⑪ 同文3行目以降を次の文章とする。 「今後も、必要な公共事業の執行を求め、建設企業が均整のとれた県土の持続的発展の担い手としての役割を高めていくと共に、経営基盤を強化しつつ新しい分野への進出・発展を図るなど将来を展望した進むべき道を定める時期となっていることを十分認識すべきである。」	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(3)に「安値・低価格受注からの脱却」に関する項目と「地域性を考慮した入札可能業者の選定」に関する項目を追加する。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
P 1 5	・(4)・② 若い人達の間では、ニュースなどで建設業界の不正などが報じられ建設業に対して悪いイメージを持っている人が多くいる。建設業界が若者が建設業に興味を持つようなアピールをしていくことが必要である。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(4)・②「若者へのアピール不足」大手ゼネコンの不正や倒産情報により、若者は建設業界に良いイメージを持っていない。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・魅力ある建設産業の創造の中に「地域とともに作る建設業」を追記する。	ご意見とし、そのままとします。
	・(4)・①「建設産業の重要性・必要性のPR不足」を「建設産業の重要性・必要性のPR」とする。	ご意見のとおり変更しました。
	・同「・産業基盤を創造する・」を「産業基盤を創造・維持する・」とする。	ご意見のとおり変更しました。
	・(4)・②「若者へのアピール不足」を「若者へのアピール」とする。	ご意見のとおり変更しました。
	・(4)・③「・改善への取組不足」を「・改善への取組」とする。	ご意見のとおり変更しました。
	・(4)・④「IT化への対応不足」を「IT化への対応」とする。	ご意見のとおり変更しました。
	・(4)・①「・PRが不十分である。」の次に「建設業界はこれらのことを世間に訴え、発信し続ける必要がある。」を追加で記載する。	3・(4)・①に関連する文章を掲載しています。
	・(4)・① PRが不十分とあるが、具体的なPR方法を記載してはどうか。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(4)・② 若者へのアピールの方法として、学生から見た建設業に対する意見をアンケートし、その内容を検証する必要がある。また、学生と建設従事者との意見交換会の開催、建設業への就職PR録画の作成なども具体策として明記すべき。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(4)・③ 賃金の向上や労働時間の改善について具体例を記載した方が良い。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
P 1 6	・(5)・⑥ 「公共工事受注環境の問題点」については、入札制度の課題であることから、別途扱いした方が良い。	審議会において多数の意見が出されたことから、答申ではないとの断りの中で掲載しました。
	・(5)・⑥ 総合評価方式の入札においては、評価点の高い特定の企業でほとんどが決まってしまう可能性があり、問題である。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5)・⑥・ア 「・規模などの特性に応じた発注内容・」を「・規模などの特性に対応できる技術力を有する者だけが入札に参加できるように、必要な条件を的確に付した入札公告の内容とするよう・」とする。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5)・① 建設産業の振興・育成の具体例を記載すべき。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5)・④ 新分野に進出し易い支援策の具体例を記載すべき。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5)・⑥ 原材料の高騰等が設計時点と発注時点で相違があることなどや業者と行政の考え方の相違などで、予定価格以上の金額になる工事が多くある現状を解消する必要がある。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5) 次の項目を新たに追加する。 「地域の除雪を維持するための支援の検討。除雪の待機料支払制度など、地域の除雪の仕組みが守られるような制度の構築を検討すべきである。」	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5)・②「・県民の信頼を回復するために・」を「・県民の信頼を回復するために地域のニーズをとらえたアカウンタビリティ（説明責任）等を的確に実施し・」とする。	ご意見については、本文において包括して掲載しているものと考えています。
	・⑥受注環境の問題点 優良な建設事業者の育成が図れる入札制度の構築が必要。優秀な施工技術を有する事業者の確保は必要不可欠である。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・⑥受注環境の問題点 主として、優良な建設事業者の育成が図れるような入札制度の構築が必要である。（現行の入札制度では最低制限価格すれすれの価格競争となり、優良な建設事業者の存続も危うくなっている）。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5)・① 「建設産業の振興・育成」を「優良な地域建設企業の育成」とする。	当該章は全て建設産業としていることから、そのままとします。
	・(5)「行政の果たすべき役割」を「行政の果たす役割」とする	課題・問題点であることからそのままとします。
	・(5)・①～⑥の文中「・べきである」を「・が必要」、「・が重要」等別の言葉に変更する。	課題・問題点であることからそのままとします。
	・(5)・⑤ 「・重要性に対するPR不足」を「・重要性に対するPR」とする。	ご意見のとおり変更しました。
	・(5)・⑥ 「公共工事受注環境の問題点」を「公共工事受注環境の整理」とする。	課題・問題点であることからそのままとします。
P 1 7	・⑥・イの項目削除。 地元の業者から見れば、仕事をさらっていく他地域の大企業の倫理であり、地域の活性化とは相容れない。	地域の現状を掲載したものであり、そのままとします。
	・次の文章を追加記載する。 中山間地域は、交通の寸断が甚大な被害を招く怖れがあることなどから、施設の維持管理業務契約を地元に通じている建設企業と契約できる制度を整えるべきである。 また、複数企業による企業体との契約が可能となる制度検討も必要。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。

頁	「中間とりまとめ」に対する意見の概要	県の考え方
P 17	・⑥・イの一般競争入札関係については、日本になじまないのを削除する。	明確な根拠がないため、そのままとします。
	・⑥・ク 地産地消の名の下に技術力・施工力のない企業を入札に参加させているのではないか。	明確な根拠がないため、そのままとします。
	・(5)・⑥・オ・キ 「・講ずるべきである」を「講ずる」とする。	課題・問題点であることからそのままとします。
	・民間工事への対応も不可欠と思われることから「民間工事における紛争防止や解決、建設業法の遵守指導」の項目を新たに追加してはどうか。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5)・⑥・エ 現場の環境、地域条件、制限等を勘案した設計内容の記載をする。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5)・⑥・エ 「・発注すべきである。」の次に「また、標準工期で完成できるよう、更に、発注後は直ちに着手できる現場環境を整え、発注時期を調整すべきである。」を追加で記載する。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5)・⑥に次の文章を記載する。 「中山間地域においては、これまで冬期間の除雪や災害時の水防活動、応急対策など地域の安全・安心を支えてきたが、他地域の建設企業が受注して入り込み、中山間地域の建設企業が疲弊し、地域の防災力が低下している」。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5)・⑥・イ 最後尾に次の文書を加える。 「また、企業の地域貢献意識の急速な希薄化、地域の安全・安心生活の確保の先兵たる誇りの放棄を招いている。」	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5)・⑥・キの最後尾に次の文章を追加記載する。 「特に受注者には、利潤を無視した受注が見受けられ適正な価格での受注ができるよう制度の改善が必要である」。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5)・⑥・ケ 「設計労務単価」は公共事業労務費調査から決定されていることから、現在の「設計労務単価」は、生活していく上での最低必要額の単価設定はされていると考えることから削除すべきである。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・(5)・⑥・エ を「発注者は計上漏れ、他機関や関係法令に関して必要な許可・協議・用地の取得の状況、現場で施工可能な施工方法、仮設計画などを十分に精査し、工事を施工する上での障害を取り除き発注すべきである。」とする。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	P 18	・① 「・建設企業も自らが法令遵守を・」を「・建設企業も自らが法令遵守と企業倫理を・」とする。
・② 「法令違反に対するペナルティー」を「法令違反に対するペナルティーの強化」とする。		意見のとおり変更しました。
・③ 「県民に対する情報提供」を「分かりやすい県民に対する情報提供」とする。		一部順序を変え変更しました。
・3 「・、行政は・・施策展開を図る必要がある」を「・、行政はこれらが円滑に進むように法体制の環境整備など、有効な施策展開を図る必要がある」。		一部訂正し、ご意見のとおり変更しました。
・3 建設産業が果たすべき本来の役割、目的、存在意義など大きな視点での議論が必要ではないか。		ご意見として今後の参考とさせていただきます。
P 18 以降	・民間市場（工事）における「施工品質の確保」、「竣工後メンテナンスの向上（維持管理サポート）」、「設計工事内容の説明の充実」を加えてはどうか。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・建設業者、行政、県民等それぞれの役割分担をした上での記載が必要。均整のとれた県土の持続的発展の担い手としての役割を高めていくと共に、経営基盤を強化しつつ新しい分野への進出・発展を図るなど将来を展望した進むべき道を定める時期となっていることを十分認識すべきである。」	ご意見として今後の参考とさせていただきます。

頁	「中間とりまとめ」に対する意見の概要	県の考え方
P 1 8 以降	・ 3 「活力ある建設産業にするために」に記載されている施策等が実行されるよう、審議会は進行管理まで行う必要があるのではないか。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
P 1 9	・ (2)・③ 地域建設企業と行政との意見交換が必要な理由を明記する必要があるのではないか。	必要理由は本文に掲載していることから、そのままとします。
	・ (2) 「・ことから、建設産業の・・取り組む必要がある」を「・ことから、県土の社会資本整備・維持・監理における将来ビジョンを踏まえ、建設産業の振興に積極的に取り組む必要がある」とする。	一部訂正し、ご意見のとおり変更しました。
	・ (2)・④ 災害対応や除雪事業においては、地域生活圏域内の企業が受注できるようにすべきである。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・ 地域の安全・安心の確保は、地域の存続のために絶対に必要不可欠なものであり、かつタダでは手に入らないことを、分かりやすく具体的に示さないと県民は「地域の安全・安心の確保」と「安全・安心の担い手としての建設企業」に関連する課題と問題点を理解することはできない。	建設企業による地域の安全・安心の確保に関しては「1 建設企業の現状について」で掲載しています。
	・ 林業における森の間伐、間伐材のチップ化、作業道路の整備などの事業を建設企業ができるようにする。	今後の検討事項であることから変更せず本文のままとします。
P 2 0	・ (3)・③に若い有資格技術者の賃金体系整備による優遇について追加記載する。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・ (3)・③ 主任（監理）技術者となる人材の技術力向上のためのCPD制度（専門職のために継続的に技術の向上を図るプログラム）の活用検討	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・ (3)・③・イ 技術者は現場での作業以外にCADなどの操作ができる等の技術が必要。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・ ② 「金融支援」に貸し渋りに関する記載を入れる。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・ (3)・③・イ 工事においては、現場代理人や主任技術者に多くの業務が集中しており、本来のマネジメントが疎かになっている。現場代理人等がすべての業務に精通していることは望ましいが、重機操作などは現場代理人等の業務とは言えない。	ご意見に沿った内容で変更しました。
P 2 1	・ ④・イ 大学レベルの人材育成・産官学の連携も必要ではないか。	ご意見を踏まえ、大学との産学協同について追加しました。
	・ ④・エ 請負業者が仕様書どおりにやる。その上に監督するという構図を打破すべきである。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・ ④ 建設業界における労働時間の長さや収入の低さに言及する必要があるのではないか。	企業や個人により異なることからそのままとします。
	・ ④・エ 「発注者の技術力の向上」は発注者の責任としては重要であるが「人材確保」に記載することは適当か。	発注者側においても優秀な人材確保が必要であることから、そのままとします。
	・ (3)・④に「建設従事者に対する社会保障の向上と充実」に関する文章を追加する。	3・(4)・③に従業員のマネジメントシステムの構築の必要性として掲載しています。
P 2 2	・ 林業と建設業の連携による森林整備、雇用確保等のあり方について検討。	ご意見については、今後関係機関と検討して参ります。
	・ ⑨ 県内企業と県内資材の優先利用は鎖国的要素があり、技術力の低下を招くのではないかと。また、良いものは仕様書に特記し、価格が高くても使用するという意識が欠けているのではないかと。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
P 2 3	・ (4)・④「若者へのアピール」とあるが、収入が伴っての話である。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・ (4)・④ 携帯電話やパソコンサイトで若者に対しPRすべきである。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・ 「・周知する必要がある。」を「・周知し、公共工事＝ムダという図式を払拭し、社会資本という大目標の観点から論じる環境づくりが必要である」にする。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・ (4)・③ 企業は人づくりに対する目標と指針を明確にし、技術資格の取得を助成する制度や体制を検討する必要がある。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	・ (4) 公共事業の進め方については、住民との関わりを見直しや事前公開の情報も増加しているが、まだまだ見直す余地が残されている。公共事業の閉鎖性とわかりにくさが度々起こる不祥事と重なって、県民の不信感を増大させている。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。

頁	「中間とりまとめ」に対する意見の概要	県の考え方
P 2 3	<ul style="list-style-type: none"> ・(4) 公共工事における新たなパートナーシップの構築に関して次の文章を追加記載する。 「公共工事において、建設企業がものづくりの楽しさを享受できるように現場での技術提案を積極的に採用するなど、発注者と受注者の双方が知恵を出し合い、地域に質の高い公共施設を提供する喜びを分かち合える環境、新たな発注者と受注者のパートナーシップを構築する必要がある」。 	ご意見のとおり追加しました。
P 2 4	<ul style="list-style-type: none"> ・(4) に⑧として、建設産業の魅力と現状等について情報の発信を強化する必要がある。 	2・(4)・①と3・(4)・①に掲載しています。
P 2 5	<ul style="list-style-type: none"> ・(5)・③「低価格入札対策の強化」 測量設計業務の入札に関しても品質確保と地元企業の育成から最低制限価格を設けるべきである。 	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・(5)・② 現在の入札制度は、地域の発展に尽力してきた大手企業の参加が困難なものとなってきている。 舗装工事においては、品質と技術力の維持向上のためにも大手企業系が入札に参加できるよう配慮することが必要。 	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・(5)・③・ア 委託契約への最低制限価格の設定について。 	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・(5)・③・イ 低入札で落札された物件の受注状況の公開（価格、成果、検査結果）。 	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・各管内毎に業者数が異なることから、入札は隣接3管内の徹底を図る必要がある。 	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・(5)・②・イ 「建設企業の少ない中山間地域では受注見通しがたたず・」を「建設企業の少ない中山間地域では他地域からの建設企業の参入により受注見通しがたたず・」に訂正。 	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
P 2 6	<ul style="list-style-type: none"> ・(5)・④・ア 最後に「特に、短期間で施工しなければならない工事などは、仮設計画及び夜間工事等を十分考慮し、設計・積算を実施する必要がある」を追加記載する。 	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・(5)・④・イ 主要資材である生コンや骨材等については、地域割で資材単価を決定するなど、地域経済動向を十分配慮していると考えられることから削除すべきである。 	ご意見として今後の参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・(5)・④・ウ 「(5)・⑥・ケ」に同じく削除すべきである。 	ご意見として今後の参考とさせていただきます。